

**答 申 書**  
**( 答 申 第 334 号 )**  
**令和3年(2021年)5月24日**

---

**1 審査会の結論**

北海道教育委員会が、職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分等記録等について、その一部を非開示としたことは、妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙2のとおり（省略）

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「北海道教育委員会が令和元年11月15日に行った、北海道教育委員会胆振教育局長〇〇に対する懲戒処分に係る文書すべて。ただし、令和2年2月27日付け教総第2109号公文書一部開示決定通知書により開示された文書を除く。」である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、対象公文書を別紙1の1のとおり特定した（以下、別紙1の1記載の公文書を「本件公文書」という。）。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、別紙1の2(1)ないし(4)の各表「非開示とした部分」欄に掲げる各情報が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）又は同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして、令和2年4月2日付け教総第8号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち、条例第10条第1項第1号及び同項第6号を理由として開示していない部分を取り消す裁決を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 1号情報該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

また、「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる情報をいうとされているが、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員（以下「公務員等」という。）の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として1号情報には該当しないものである。

イ 請求人は、実施機関が1号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 条例前文においては、「情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。」と謳われている。

(イ) また、懲戒処分等の公表基準（平成26年6月11日教育長決定）の趣旨は、「北海道教育委

員会が任命する職員の懲戒処分等に関し、説明責任を果たす観点から公表を行うこと」とされている。

- (ウ) この趣旨からすると、懲戒処分に該当する非違行為が行われた場合には、当該懲戒処分の対象となった公務員を識別することが必要であり、また、当該公務員が非違行為を行ったことを示す情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であるから、懲戒処分に該当する非違行為に関する情報は、条例の趣旨に基づき公開されなければならない。
- ウ 実施機関は、1号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。
- (ア) 条例第10条第1項第1号を適用して非開示とした部分は、「訓戒措置の対象となる者の職、氏名、措置内容等」、「平成26年4月に至るまでの元胆振教育局長（以下「事故者」という。）の職歴及び事故者の職員番号」である。これらを公にした場合、いずれも一般人が通常入手できる情報をもって、被措置者が誰であるかなど、容易に特定の個人が識別される情報又は識別される可能性のある情報である。特に、訓戒措置の対象となる者の職、氏名、措置内容等に関しては、懲戒処分と関連して行われる管理監督責任による訓戒措置を除き、慣行として一切、公にはされていないものである。
- (イ) そしていずれも、懲戒処分における職員の身分取扱上の処遇や訓戒措置における指導上の扱いに関わり、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であることから、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報に該当することは明らかである。
- (ウ) なお、請求人の主張する「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、職務に関するあらゆる情報を指すのではなく、その職員が分任する具体的な職務の遂行との関連を有する情報を対象とするものであるところ、前記(ア)に掲げる情報がこれに該当しないことはいうまでもない。
- エ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、別紙1の2(1)の公文書は、職員賞罰等審査委員会の開催記録であって、それには、事故者の非違行為について審議するための資料が添付されている。当該資料には、事故者以外の訓戒措置の対象者の所属、職、氏名及び処分内容等が記載されていること、また、事故者に係る職歴が記載されており、本庁課長相当職以降の職は開示されているが、それより前の職は非開示とされていることが認められる。
- また、別紙1の2(4)の公文書には、辞令書が添付されており、事故者の職員番号が記載されていることが認められる。
- これらの情報は、条例第10条第1項第1号前段に規定する個人の職歴等に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得るものであることが認められる。
- そこで、これらの情報が通常他人に知られたくないと認められる情報に該当するか否か、以下検討する。
- (ア) 訓戒措置の対象者の所属、職、氏名及び処分内容等について
- 公務員等が懲戒処分や訓戒措置を受けたことは、職務の遂行に関して非違行為等があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた私人としての評価を低下させる情報であって、当該情報は、個人のプライバシーに係る情報として保護されるべきものであると認められる。
- (イ) 事故者に係る職歴について
- 公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等が担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であると解されるところ、当該情報に含まれる職及び氏名については、通常他人に知られたくないと認められる情報ではないと解される。そうすると、本件処分において、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる職は、胆振教育局長のみであって、それより前の職については、私人の場合と同様に保護すべきであると認められる。
- また、本件処分においては、事故者に係る本庁課長相当職以降の職が開示されているが、本庁次長相当職以上の者については、その職責から、本庁課長相当職以降の職を報道発表する際

の基礎資料として公にされているものであるから開示されたと考えられる。

(ウ) 事故者の職員番号について

職員番号は、給与情報のほか、職歴や病歴等の人事情報など個人のプライバシーに係る情報がひも付けられ、効率的で適正な行政の運営を支えるとともに、各職員の各種届出等において利便性の向上を図るものとなっている。

これら職員番号にひも付けられた各種情報の重要性から、職員番号は、個人のプライバシーに関する情報であって、社会通念上、他人に知られたくないと認められるものであると認められる。

オ したがって、前記エの(ア)、(イ)及び(ウ)の情報は、いずれも1号情報に該当すると認められ、実施機関が非開示としたことは、妥当であると判断する。

(4) 6号情報該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

また、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとされている。

イ 請求人は、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 6号情報は、道の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて非開示とすることができることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えたものではない。

すなわち、支障の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。そして、おそれの程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

(イ) 本件については、令和元年11月15日付けで事故者に対する処分が発令され、同日教育記者クラブにおいて、処分事案についての資料の配布と報道各機関との質疑応答が行われ、当該資料及び質疑応答の内容を報道各機関は一斉に報じている。少なくとも、実施機関が報道発表の際に公表した事実関係については、これを開示しても、同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を困難にするものとはいえず、開示しなければならない。

ウ 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 匿名の投書に係る記載内容、対応経過、職員の証言等については、その公開が前提となれば、投書等による情報が提供されにくくなるおそれや、非違行為を行った者や関係職員が事実関係を率直に述べなくなるおそれがあることから、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に明らかであり、非開示情報に該当するものである。

そして、そもそも事故者の発言などの具体的な非違行為の内容は、投書の内容と職員の証言から構成される独立した一体的な情報として整理されており、分離し一部開示する余地はなく、報道による公知性を吟味するまでもない。

- (イ) 懲戒処分事由該当性の考え方、過去の処分例における処分の考え方、顧問弁護士の見解、懲戒処分事由該当性及び量定の判断経過等（以下「懲戒処分事由該当性の考え方等」という。）については、これらの情報を開示すれば、非違行為について、処分担当課が行う評価の着眼点及び手法が職員に知られ、自己に不利な評価を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。その結果、今後の同種の事務において、職員の非違行為の適正な評価が困難となるなど、人事管理に係る事務が機能不全を起こすおそれがあることから、非開示情報に該当するものである。
- (ウ) 職員賞罰等審査委員会及び教育委員会に出席した委員の発言内容等については、当該情報を開示することにより、今後の会議において、委員の自由な発言が抑制されるなど、会議における意思形成に、著しい支障が生ずるほか、前記(イ)で述べたように、職員の非違行為の適正な評価が困難となるなど、反復又は継続して行われる人事管理に係る事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に明らかであることから、非開示情報に該当するものである。
- (エ) なお、報道機関に対し情報提供を行った場合は、条例が規律するものではなく、情報公開制度により、6号情報該当性等を検討するに当たっての利益衡量とは自ずから相違があるのであって、開示の範囲等において異なる結論が導かれたとしても何ら問題視すべきではない。
- エ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、別紙1の2(1)及び(2)の公文書には、匿名の投書の内容、投書の内容に係る職員の証言等（以下「投書等」という。）並びに懲戒処分事由該当性の考え方等が記載されていることが認められる。別紙1の2(3)の公文書は、北海道教育委員会の会議録であって、出席した委員の発言内容等に係る情報が記載されていることが認められる。これらの公文書は、実施機関の人事管理上の事務に関し、作成し、又は取得した公文書であり、そこに記載されている情報は条例第10条第1項第6号前段に規定する情報に該当することが認められる。

以下、これらの情報を開示することにより、人事管理上の事務の将来における公正又は円滑な実施に著しい支障が生じるか否かについて検討する。

(ア) 投書等について

別紙1の2(1)及び(2)の公文書に記載された投書の内容が、懲戒処分に至る事案の端緒となったように、一般的に、投書等による情報は、組織において極めて重要な情報となり得るものである。そして、投書をする者は、実施機関が投書の内容に関し、調査等を行うことにより事実を確認し、対応等をするのを望んでいると考えられるが、広く公にされることを前提としたものと認識した上で投書をしているとは考えにくい。同様に、調査対象者に事実の確認をした内容についても、調査対象者は、証言等が広く公にされることを認識して証言しているとは考えにくい。

したがって、投書等が、その一部でも開示されることとなると、非違行為に関する投書自体がされなくなり、又は調査対象者が公にされることを意識して、具体的な証言を躊躇し、若しくは証言することを回避するなどの非協力的な姿勢をとることにより、人事管理上の事務に関する必要な情報の収集が困難になるおそれがあると認められる。

(イ) 懲戒処分事由該当性等について

懲戒処分事由該当性及び量定の判断経過等については、これを開示することとなると、処分担当課が行う評価の着眼点及び具体的な手法が明らかとなり、今後、同様の事案が生じたときに、非違行為等を行った者が、自己に不利な評価を受けることを免れるための行動を取り、又は態度を示すおそれがあると認められる。

また、各委員会に出席した委員の発言内容等については、これを開示することとなれば、今後の会議において、委員間の自由闊達な議論が抑制されるなど、会議における適正な意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、前記エの(ア)及び(イ)の情報を開示すると、将来の人事管理上の事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがあることが、客観的に認められるため、実施機関がそれらの情報を非開示としたことは、妥当であると判断する。

(4) 一部開示について

ア 条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、同条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

イ 請求人は、少なくとも、実施機関が報道発表の際に公表した事実関係については開示しなければならないと主張しており、条例第10条第3項に規定する一部開示を求めているものと解される。

ウ しかしながら、投書等については、前記(3)エで述べたとおり、公にされることを認識して投書がされ、又は証言がなされているとは考えにくく、その一部でも開示されると、人事管理上の事務に関する情報の収集が困難になるおそれがあると認められることから、当該情報を部分的に開示することはできないと判断する。

また、その他の情報についても、投書の内容や職員の証言と相互に関連性を有する一体不可分な情報として整理されており、開示できる部分はないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年1月18日	○ 諮問書の受理（諮問番号 641） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦口頭意見陳述記録書等、⑧反論書の写し、⑨再弁明書の写し、⑩対象公文書の写し）の提出
令和3年1月19日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和3年2月8日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年3月1日 （第一部会）	○ 審議
令和3年4月8日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年5月21日 （第107回審査会）	○ 答申案審議
令和3年5月24日	○ 答申

別紙 1

1 本件処分において、実施機関が特定した対象公文書

- (1) 決定書「職員賞罰等審査委員会の開催について」（令和元年(2019年)11月13日付け教総第1445号)
- (2) 職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分等記録（令和元年(2019年)11月14日開催分）
- (3) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分等について」（令和元年(2019年)11月14日付け教総第1452号)
- (4) 北海道教育委員会会議録（令和元年(2019年)11月15日開催）
- (5) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分等について」（令和元年(2019年)11月15日付け教総第1454号)
- (6) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分に係る記者発表について」（令和元年(2019年)11月14日付け教総第1453号)
- (7) 決定書「服務規律の確保について」（令和元年(2019年)11月15日付け教総第1455号)
- (8) 決定書「服務規律の確保について」（令和元年(2019年)11月26日付け教総第1534号)
- (9) 決定書「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針の一部改正について」（令和元年(2019年)11月29日付け教総第1577号)
- (10) 決定書「パワー・ハラスメントに関する相談窓口について」（令和元年(2019年)11月29日付け教総第1578号)

2 本件処分において、実施機関が非開示とした部分とその理由

(1) 職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分等記録（令和元年(2019年)11月14日開催分）

	非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
①	「教育庁職員の懲戒処分（案）」表中2行目から6行目までの記述	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるため。	北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項第1号
②	「説明資料1」の「4 事故者の職歴」における1行目から12行目までの記述		
③	「説明資料1」の「9 処分」(3)の記述		
④	「職員賞罰等委員会における質疑について（R1.11.14開催）」表中の「内容」、「回答」、「結果」に関する記述	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
⑤	「説明資料1」の「5 事故の内容」(1)における匿名の投書の内容		
⑥	「説明資料1」の「5 事故の内容」(2)及び(3)の記述		
⑦	「説明資料1」の「5 事故の内容」(4)の記述、	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来	条例第10条第1項第6号

	「投書内容」及び「職員の証言」の内容	における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	
⑧	「説明資料1」の「5 事故の内容」(5)における「職員の証言」		
⑨	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(1)処分基準における1行目から3行目までの記述		
⑩	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(2)顧問弁護士の見解		
⑪	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(3)過去の処分事例における5行目30文字目から6行目30文字目までの記述		
⑫	「説明資料1」の「9 処分」(1)の記述		
⑬	「説明資料1」の「9 処分」(2)における1行目から10行目32文字目及び12行目から13行目の記述		

(2) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分等について」(令和元年(2019年)11月14日付け教総第1452号)

	非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
①	「説明資料1」の「4 事故者の職歴」における1行目から12行目までの記述	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいくものと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号
②	「説明資料1」の「9 処分」(3)の記述		
③	「説明資料1」の「5 事故の内容」(1)における匿名の投書の内容	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
④	「説明資料1」の「5 事故の内容」(2)及び(3)の記述		
⑤	「説明資料1」の「5 事故の内容」(4)の記述並びに「投書内容」、「職員の証言」及び「職場内秩序を乱す行為(認定箇所)」の内容		

⑥	「説明資料1」の「5 事故の内容」(5)における「職員の証言」及び「職場内秩序を乱す行為(認定箇所)」の内容		
⑦	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(1)処分基準における1行目から3行目までの記述		
⑧	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(2)顧問弁護士の見解	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
⑨	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(3)過去の処分事例における5行目30文字目から6行目31文字目までの記述		
⑩	「説明資料1」の「9 処分」(1)の記述		
⑪	「説明資料1」の「9 処分」(2)における1行目から10行目32文字目及び12行目から13行目の記述		

(3) 北海道教育委員会会議録(令和元年(2019年)11月15日開催)

	非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
①	発言者名(教育長及び事務局職員を除く。)	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
②	1ページ18行目11文字目から20行目21文字目の記述		
③	1ページ20行目25文字目から23行目17文字目の記述		
④	1ページ23行目21文字目から29行目の記述		
⑤	1ページ30行目31文字目から2ページ4行目13文字目の記述		
⑥	2ページ6行目7文字目から14文字目の記述		
⑦	2ページ13行目16文字目から14行目11文字目の記述		
⑧	2ページ14行目15文字目から27行目9文字目の記述		

⑨	2 ページ28行目 9 文字目から30行目 9 文字目の記述				
⑩	2 ページ30行目17文字目から 3 ページ 6 行目14文字目の記述				
⑪	3 ページ11行目から13行目の記述				
⑫	3 ページ15行目の記述				
⑬	3 ページ17行目から18行目の記述				
⑭	3 ページ20行目から21行目の記述				
⑮	3 ページ23行目から24行目の記述				
⑯	3 ページ26行目の記述				
⑰	3 ページ28行目の記述				
⑱	3 ページ30行目の記述				
⑲	4 ページ 2 行目から 3 行目の記述				
⑳	4 ページ 5 行目の記述				
㉑	4 ページ 7 行目 8 文字目から15行目 4 文字目の記述			開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第 1 項第 6 号
㉒	4 ページ18行目25文字目から19行目 6 文字目の記述				
㉓	4 ページ20行目15文字目から22行目の記述				
㉔	4 ページ24行目から25行目の記述				
㉕	4 ページ29行目から 5 ページ 9 行目 6 文字目の記述				

(4) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分等について」（令和元年(2019年)11月15日付け教総第1454号)

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
「辞令書」の「職員番号」の記述	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるため。	条例第10条第 1 項第 1 号